



## 本号掲載内容

1. 都道府県交流会を開催しました
2. 取組状況調査を8月に実施します
3. 法制審で成年後見制度の見直しに向けた議論が始まりました
4. 「地域共生社会の在り方検討会議」が始まりました
5. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定されました
6. 「中核機関の取組事例集」電子ブックのご案内
7. 令和6年度の研修のご案内
8. 権利擁護支援体制全国ネット<K-ねっと>のご案内
9. K-ねっとQ&A

## 1. 都道府県交流会を開催しました

令和6年6月26日（水）に第一回都道府県交流会を開催しました。実践報告として、大阪府・大阪府社会福祉協議会より「大阪府内の市民後見人について」というテーマで、市民後見人育成やフォローアップ、選任までの流れ、選任後の対応、今後の課題、担い手の育成方針などの取組報告をいただきました。その後、グループに分かれて、意見交換を行いました。

都道府県職員、都道府県社協職員、専門アドバイザーの参加に加えて、家庭裁判所等からも多くのオブザーバー参加をいただきました。

資料は、下記URLの「都道府県交流会資料一覧」のパートに掲載しております。是非参考にしてください。

▶ <https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/>

※自治体・中核機関の方は、上記サイトにログインすることで資料をご覧いただくことが可能です。

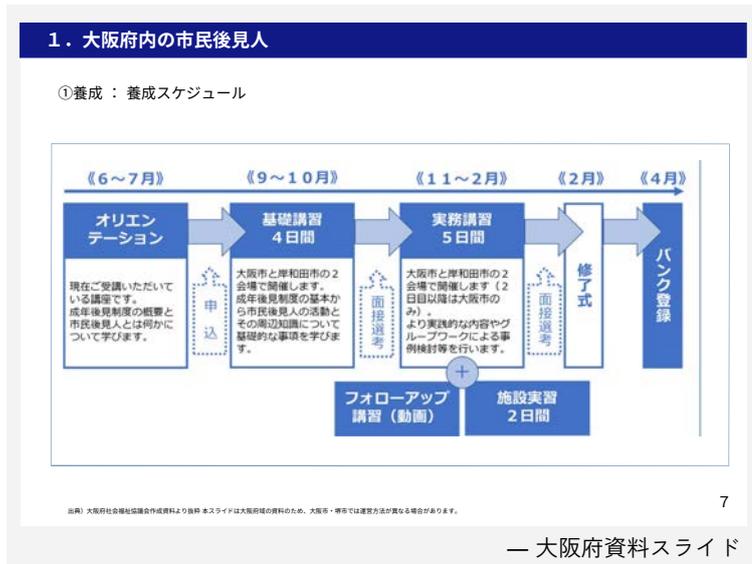
※ログインには、自治体ごとに配布されたIDとパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

## 2. 取組状況調査を8月に実施します

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、自治体における成年後見制度利用促進施策の取組状況を把握し、自治体に対して必要な助言等を行うことにより体制整備を推進するため、「成年後見制度利用促進に係る取組状況調査」を実施しています。

この調査は例年10月に実施していますが、令和6年度は第二期計画の中間検証に向けたKPI達成状況の確認のため、8月に実施いたします。

自治体の皆様にはお忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。





### 3. 法制審で成年後見制度の見直しに向けた議論が始まりました

令和6年2月の法制審議会総会において、法務大臣から、成年後見制度の見直しについて諮問され、新たに法制審議会民法（成年後見等関係）部会が設置されました。同年4月より同部会における調査審議が開始されています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間が令和8年度までとされていることを踏まえつつ、今後同部会において、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しについての調査審議が進められる予定となっています。

資料等は、随時、法務省ホームページで公開されていますので、詳しくは以下をご覧ください。

▶ [https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003007\\_00008](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00008)

### 4. 「地域共生社会の在り方検討会議」が始まりました

令和6年6月から、地域共生社会の実現に向けた方策等について検討するため、「地域共生社会の在り方検討会議」が開催されています。

検討事項の一つとして、「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実」も挙げられており、今後、法制審議会民法（成年後見等関係）部会における議論等も見据えつつ、議論が行われる予定です。

会議の詳細や今後の開催予定は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

▶ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40780.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40780.html)

### 5. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定されました

「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等について関係省庁横断で整理され、ガイドラインが策定されました。

厚生労働省のホームページにおいては、同ガイドラインをはじめ、サービス利用に関しての注意事項等をまとめた「『身元保証』や『お亡くなりになられた後』を支援するサービス契約をお考えのみなさまへ」も掲載されています。事業者を検討する際の「チェックリスト」と併せて、適宜ご活用ください。

▶ 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（チェックリスト含む）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001262636.pdf>

▶ 「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービス契約をお考えのみなさまへ

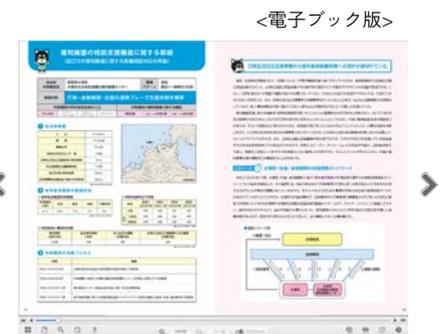
<https://www.mhlw.go.jp/content/000390797.pdf>

### 6. 「中核機関の取組事例集」電子ブックのご案内

厚生労働省が開設しているポータルサイト「成年後見はわかり」に『その手があったか！47都道府県 中核機関の取組事例集』を掲載しています。この事例集では、権利擁護支援に係る日本全国の中核機関の事例をご紹介します。取組テーマに加え、地域の規模、中核機関の整備パターンや活動環境の違いによる事例が見られますので、各地域の実情に合わせてご活用ください。冊子をめくるように見られる電子ブック版と、ダウンロードできるPDF版がありますので、ぜひご活用ください。



自治体・中核機関のみなさまへ



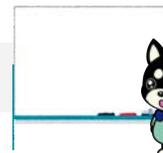
Q 成年後見はわかり 厚労省

▶ 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集





## 7. 令和6年度の研修のご案内



研修区分	主な対象者	実施方法	開催時期	予定定員	募集時期	
基礎研修	市区町村担当職員及び中核機関職員等	オンデマンド配信	9月2日(月)頃～	600名	7月16日(火)～ 8月20日(火)	
		ライブ配信(2日間)	10月1日(火) 10月3日(木)			
応用研修	中核機関職員等	オンデマンド配信	12～1月頃	600名	11～12月頃	
		ライブ配信(3日間)	1～2月頃			
都道府県担当者・アドバイザー向け研修	都道府県担当職員、関係団体職員、都道府県アドバイザー等 希望する市区町村担当職員・中核機関職員等	オンデマンド配信	10～11月頃	380名	9～10月頃	
		ライブ配信(各1日間)	都道府県担当職員・体制整備AD対象	11～12月頃		100名
			都道府県AD(権利擁護支援担当)対象	11～12月頃		140名
			都道府県AD(意思決定支援研修担当)対象	11～12月頃		140名
総合演習ライブ配信	11～12月頃	380名				
後見人等への意思決定支援研修	親族後見人、市民後見人、中核機関職員、市区町村担当職員、都道府県担当職員、関係団体職員	ライブ配信(1日間)	12～1月頃	500名	11～12月頃	
総合的な権利擁護支援策に関する研修	市区町村担当職員、都道府県担当職員、中核機関職員、関係団体職員、都道府県アドバイザー、 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に関心のある団体等	オンデマンド配信	10～11月頃	500名	9～10月頃	
		ライブ配信(1日間)	11～12月頃			

※募集・開催時期については、多少の変更がある場合もございます

※最新情報は下記サイトにてご確認ください

<https://koken2024.choju-kenshu.or.jp>



(一財)長寿社会開発センター

TEL 03-5470-6753

E-mail koken2@nenrin.or.jp





## 8. 権利擁護支援体制全国ネット<K-ねっと>のご案内

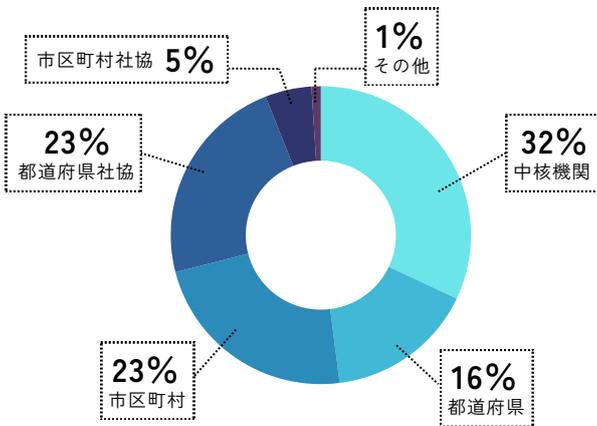
K-ねっとは、第二期計画に基づいた権利擁護支援体制づくりに向けて、中核機関等のみで解決できない課題に対して、二次的な相談窓口として専門的な助言を行うなどのサポートを行っています。

### 実施スキーム

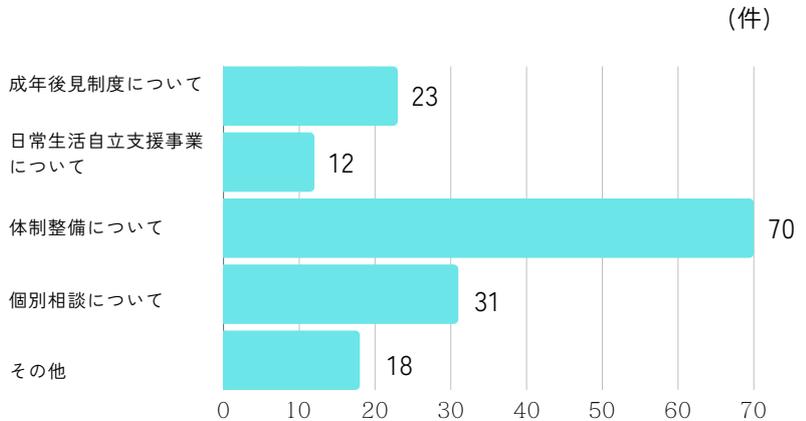


### 相談実績等 (令和6年1月末時点)

#### ■ 相談のあった機関



#### ■ 相談内容の内訳



#### ■ 相談内容の主な例

中核機関関係	○ 機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例を知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。
アドバイザー関係	○ 都道府県アドバイザーの設置に向けて、他都道府県の取り組みを知りたい。 ○ 専門職との連携について、ほかの自治体の取組を知りたい。



## 9. K-ねっとQ&A



### Question 01

専門職団体に後見人等の候補者推薦を依頼する際、受任者調整の段階で本人の個人情報共有してよいのでしょうか。

Answer



**個人情報の第三者への提供は本人の同意を得たうえで行うことが原則です。**

- ・本人の同意に関しては、行政や中核機関が相談を受け付ける段階で、必要な範囲での個人情報の提供についてあらかじめ同意を得ておく方法などが行われています。
- ・加えて、専門職に対して、候補者として中核機関に名簿登録する際に守秘義務を改めて伝えたり、専門職団体に対して候補者の推薦依頼をする際に本人の情報を提示する様式を決めている地域もあります。
- ・受任の検討にあたって、どのような情報が必要かは地域によっても取扱いが異なるため、どこまで本人の個人情報を共有するかについて、各地域の協議会で検討することが有効と考えられます。

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」  
P.256～257「個人情報の取り扱い」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html)



### Question 02

中核機関を設置し、個別事例の相談が増えてきました。専門的な観点から助言をもらうために、どのようなやり方があるのでしょうか。

Answer



都道府県において、個別事例の相談にも対応する専門アドバイザーを設置し、市町村に派遣したり、オンラインで相談を受ける仕組みづくりが始まっています。

また、市町村において、専門職団体と協議して、依頼内容や方法、費用等を決め、アドバイザー契約を締結するなど、助言を得られるような体制づくりを進めている地域もあります。

都道府県においては、都道府県域での専門職・専門職団体との連携を一層推進するとともに、各市町村における専門職との連携の工夫や財源等について情報収集し、共有することも期待されます。

権利擁護支援体制 **Kねっと事務局**  
全国ネット (運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会)



03-3580-1755

受付時間：月曜～金曜 9:30-17:30



k-net@shakyo.or.jp

厚生労働省のホームページでは次のような情報を掲載しています



成年後見制度利用促進会議・  
専門家会議



成年後見制度利用促進  
ニュースレター



意思決定支援に関する  
ガイドライン等



基本計画・  
施策の実施状況等



自治体事例紹介



通知・事務連絡等  
(令和3年3月以降)



資料・各種手引き等

🔍 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

